

令和 8 年度神山採種園伐採事業委託業務仕様書

1 総括事項

(1) 着手届

事業を受託した者（以下「受注者」という。）は、事業実施にあたっては、委託業務着手届（様式仕様書－1）とともに、工程表（様式仕様書－2）を提出するものとする。

(2) 現場管理者及び現場責任者の選定と職務

受注者は、事業を着手する以前に、現場管理者及び現場責任者を選定し、その結果を（様式仕様書－3）により、発注者に報告すること。

ア 現場管理者の職務

現場管理者は、次の職務に就くものとする。

（ア）事業の実施に関する監督員の指示等を、現場作業者に忠実に伝えること。

（イ）事業の実施にあたり、天災その他特別の事由により、監督員の指示通りの実施ができないと判断される場合、現場作業者からその状況を把握し、現場の現況も把握した上で、監督員に報告すること。

（ウ）事業実施期間中は、1 週間に 1 度以上事業地に赴き、現場の状況を把握するとともに、（様式仕様書－4）の報告書を作成し、発注者に提出すること。

イ 現場責任者の職務

現場責任者は、次の職務に就くものとする。

（ア）事業実施期間中は事業地に常駐し、現場管理者の指導に従い、適正な事業実施に資するため、現場作業員を監督・指導すること。

（イ）事業の実施にあたり、天災その他特別の事由により、現場管理者の指示通りの実施ができないと判断される場合、その内容を速やかに現場管理者に報告し、その指示を待つこと。

（ウ）労働災害の発生を防止するための取り組みを常に講じること。

(3) 労働災害発生時の対応について

ア 本事業実施中に労働災害が発生した場合、受注者は、そのすべての災害について、（様式仕様書－5）による報告を速やかに行うこと。

イ 上記労働災害のうち、被災者が休業 4 日以上又は全治 30 日以上のいずれかに該当する場合、被災状況が確定し次第、（様式仕様書－6）による報告を行うこと。

(4) 完了届等

受注者は、事業の部分払検査請求をする場合は、発注者に委託業務部分払検査請求書（様式仕様書－7）を提出すること。

また、事業が完了したときは、すみやかに、発注者に委託業務完了届（様式仕様書－8）を提出すること。

部分払検査請求書、完了届には、次のものを添付すること。

ア 出来高測量図等

受注者は、事業完了後、事業実施区域の測量を実施し、その測量図と測量野帳を添付する。

イ 写真

請負事業の各施業種について、事業実施前、事業実施中、事業完了後の写真を添付する。

2 業務内容

(1) 皆伐

ア 県の指定する材木は、すべて伐採すること。

イ 指定伐採区域外の立ち木を、伐倒のかかり木等の支障木として伐採する必要を生じたときは、県の指示を受けること。

ウ 伐倒の方向は原則として斜面上方または側方とし、立木の成立状態、隣接木の状況等の周囲の地形及び地物の状況を勘案して最も安全で、集材が容易と認められる方向に倒すこと。

エ 伐採点の標準は、傾斜地においては傾斜面山手の地面に接する点に、平地においては地面近くとすること。

オ 受け口は伐採点より低く、ほぼ樹心に達するまで切り込み、割裂のないよう心がけ、伐倒しようとする立木の重心を勘案して伐倒方向を確実に定めること。

カ 追口は、受口の切り口の上部に水平に入れること。

キ 伐倒に際しては、「くさび」を使用して伐倒方向を安定させ、伐倒の速度を加減して徐々に倒すこと。

ク 造材は、トラックに効率的に積み込める形状となるように行うこと。ただし、県から別に指示があるときはこの限りではない。

ケ 集材は、スイングヤードにより行うものとし、道沿いに通行の支障とならないように集積すること。

(2) 清掃・整理作業

ア 道路清掃は、昼休憩前と一日の作業終了前に町民の通行の妨げにならないよう枝葉等を清掃すること。

イ 地拵えは、搬出しない細い枝葉を細断し、植栽のしやすいように等高線状に一定の間隔を開けて、段状に整理して並べること。

(3) 安全維持管理

ア 安全維持管理は、作業箇所の始点と終点に合計2人の交通誘導員を配置し、通行車両等の安全確保を行うこと。なお、車両等の通行が生じる場合は、速やかに作業を一

時中断して安全に通行させること。

(4) 下刈

ア 下刈は、道路境界から幅 5m の範囲内の雑草木等を地際から刈払うこと。なお、刈払った草木等は、道路及び路肩（または側溝等）に放置せず、通行や排水の支障とならないよう法面等に適切に整理・かき上げること。

3 安全管理

各業務が極めて危険性の大きい作業であることを十分認識し、作業員に次の各項の徹底を図り、作業の安全を期すること。

- (1) 使用器具の安全点検
- (2) 保身用具の着用
- (3) 天候不良時の作業中止
- (4) 救護措置の準備

4 その他

この仕様書に定めのない事項については、甲と協議して業務を進めること。